顧問及び相談役規程

一般社団法人佐賀県鍼灸マッサージ師会

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人佐賀県鍼灸マッサージ師会(以下「当法人」という。) 定款第34条の規定により、顧問及び相談役の設置について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 当法人の顧問及び相談役に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(設 置)

- 第3条 顧問及び相談役は、理事会の決議により設置する。
- 2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。
- (1)会長の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること
- 3 顧問及び相談役は、法令及び定款で定める理事、理事会及び監事の権限を代理することはできない。

(選 任)

第4条 顧問及び相談役は、学識経験者又は当法人に功労のあった者の中から理事会で選 任及び解任する。

(任期及び報酬)

第5条 顧問及び相談役の任期及び報酬は、理事会の決議により定める。

(委 仟)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を要する。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18 年法律第50号。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項 に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。